

<b>静 岡 市 報</b>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月1日・随時

## 監 査 公 表

### 静岡市監査公表第10号

地方自治法第199条第12項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成30年10月 1 日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	遠 藤 裕 孝
同	井 上 智 仁

### 記

#### 平成27年度定期監査

##### 1 単独随意契約理由及び業務委託の合理性について[食品衛生課]

###### 【指摘事項】

本市が静岡市食品衛生協会（以下「食協」という。）に対して単独随意契約により委託している食品衛生営業許可関係データ処理業務は、

- a 食品衛生営業許可満了営業者への更新手続案内通知作成発送処理
- b 実務講習受講対象者への受講案内通知作成発送処理及び受講確認処理
- c 食品衛生責任者養成講習会受講者データの確認処理

の3つの業務で構成されており、これらはそれぞれ単独で実施することができる業務である。

本件に関して、以下の2点の指摘をする。

##### 1) 許可更新手続案内通知作成発送処理の単独随意契約理由の合理性について

本市が契約する委託業務について随意契約による場合は、市契約規則第29条第1項の規定により、原則として2者以上から見積書を徴することとなっており、予定価格が10

万円を超えない場合や特別な理由がある場合を除き、単独随意契約により業務を委託することはできないこととなっている。

食品衛生営業許可関係データ処理業務は、積算金額からすると2者から見積書を徴取する必要があるにもかかわらず、日頃から食品衛生関係者との連絡や相談を行っている食協のノウハウを活用することで効率的で円滑な業務ができることを理由に、単独随意契約を実施していたが、当業務のうちaの許可更新手続案内業務は、食協のノウハウが必要なものとはいえ、食協以外の事業者であっても実施できるものであるから、単独随意契約を行う合理的な理由は認められなかった。

競争を行うことで経費を抑制できる可能性があることや、業者に対する公平性などの観点から、許可更新手続案内業務として、市契約規則に沿った手続を行うべきである。

## 2) 受講案内通知作成発送処理の委託の合理性について

本市が行う委託は、市が直接実施するよりも他の者に実施させた方が効率的なものや、特殊な技術、設備、専門知識などを必要とする事務事業等が対象となる。

当業務のうちbの実務講習会の受講案内通知作成発送処理については、当該講習会が食品衛生法第51条の規定による飲食店等の営業施設の基準にいう「市が指定する講習会」に該当するものの、その実施主体は食協自身であることから、そもそも、当該講習会の案内に係る事務を本市が食協に委託する理由はない。

## 【措置の状況】

### 1) 許可更新手続案内通知作成発送処理の単独随意契約理由の合理性について

指摘を受け、許可更新手続案内通知作成発送処理事務の進め方について再度検証したところ、事務の簡素化の観点から、システム改修により執務室内で通知を作成し、当該事務を職員が直接実施した方がよいとの結論に至りました。

平成29年度から現在に至るまで職員が許可更新手続案内通知の作成及び発送を行っており、当該業務委託の単独随意契約理由の合理性が指摘される状況は解消されております。

### 2) 受講案内通知作成発送処理の委託の合理性について

当課の職員が継続手続審査時に直接案内する方法のほうが、開催回数や日程の調整が容易にできることから、事務の簡素化及び対象者の便を踏まえ、従来の通知による案内を取りやめることとしました。

平成28年度末をもって当該委託は廃止し、平成29年度から現在に至るまで職員が直接

受講案内を行っていることから、当該委託の合理性が指摘される状況は解消されております。

なお、平成29年度から実施しているこれらの対応状況を今回報告するのは、措置終了時の報告を失念していたことによるものです。

## 2 食品衛生営業許可申請手数料等徴収事務の委託と当該委託の単独随意契約理由の合理性について〔食品衛生課〕

### 【指摘事項】

本件の委託契約は、食品衛生営業許可申請等に係る手数料を徴収する際に必要となる一連の業務（現金の徴収及び保管、領収書の交付、現金と領収済通知書との照合等）を本市が食協に単独随意契約で委託するものである。

地方自治法施行令第158条の規定により、普通地方公共団体が私人に手数料等の徴収事務を委託することができるのは、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限定されているが、当業務は単に手数料徴収事務の効率化を図ることを委託の理由としているだけで、それ以上の説明がなく、同条の要件と合致していなかった。

また、本来随意契約により委託業務を実施する場合には、市契約規則第29条第1項の規定により原則として2者以上から見積書を徴取することとなっており、特別な理由がない場合には単独随意契約によることはできないこととされている。当業務は、単独随意契約を実施する理由として、1) 食品衛生をはじめとする衛生関係法令上の知識を十分に有していること、2) 食品衛生課と隣接するなど綿密な連携体制が整っていることの2点を挙げていたが、1) に関しては当業務が法令上の知識を十分に有していなければ行うことができないものとはいえず、また、2) に関しては本市が保健所棟の使用許可をしたために食協の事務所が同課と隣接した結果となっているにすぎないものであるから、本末転倒ともいうべきものである。このことから、単独随意契約を行う合理的な理由は認められなかった。

### 【措置の状況】

食品衛生営業許可申請手数料等徴収事務について、指摘を受けて、委託を取りやめた場合に生じる問題点などを吟味し、また、事務の原点に立ち返って委託の必要性や合理性を検討しました。

さらに、窓口における一連の事務の流れを踏まえ、事務の簡素化も考慮した上で、本件事務は職員が直接実施するほうがよいとの結論に至りました。

職員による直接徴収へ移行する手続や物品を用意するため、平成29年度中はその準備にあて、平成30年度から職員が手数料徴収を行うこととしました。

平成29年度末を以て当該手数料徴収事務委託を廃止し、平成30年度当初から実際に職員の直接徴収へ移行したことにより、当該手数料徴収事務委託及び単独随意契約理由の合理性が指摘される状況は解消されました。

#### 平成28年度定期監査

医務薬務手数料徴収事務の委託と当該委託の単独随意契約理由の合理性について[生活衛生課]

##### 【指摘事項】

医務薬務手数料徴収事務委託は、食品衛生課所管の食品衛生営業許可申請手数料等徴収事務委託と合わせて、静岡市食品衛生協会に単独随意契約で委託するものである。この契約については、食品衛生課が監査対象となった平成27年度の定期監査において、地方自治法に定める私人への徴収事務委託の要件を確認することができず、単独随意契約を採用する合理性もないことを指摘したにもかかわらず、監査時点において、指摘に対する措置が講じられていないままの状態での医務薬務手数料徴収事務委託が静岡市食品衛生協会を単独随意契約の相手方として実施されていた。

##### 【措置の状況】

本件指摘の対象となった委託事務については、平成27年度に食品衛生課が指摘を受けたのち、同課と協議を行ってきたところですが、その結果、窓口における一連の事務の流れを踏まえ、事務簡素化も考慮した上で、本件事務は職員が直接実施するほうがよいとの結論に至りました。

職員による直接徴収へ移行する手続や物品を用意するため、平成29年度中はその準備にあて、平成30年度から職員が手数料徴収を行うこととしました。

平成29年度末を以て当該手数料徴収事務委託を廃止し、平成30年度当初から実際に職員の直接徴収へ移行したことにより、当該手数料徴収事務委託及び単独随意契約理由の合理性が指摘される状況は解消されました。